

2011 年 3 月 11 日に日本で発生した災害による影響を受ける特許及び商標の出願人、特許権者及び商標権所有者に対する救援措置

米国特許商標庁（USPTO）は、2011 年 3 月 11 日に日本で発生した地震及びそれに伴う津波により生じた事態を、影響を受ける特許及び商標の出願人、特許権者、再審査当事者、及び商標権所有者に対して、米国特許規則 § 1.183 及び米国商標規則 § 2.146 に規定する「非常事態」と認定する。本件災害は米国外の場所で生じたものであり、米国郵政公社による郵便業務の中断を伴うものではないため、米国特許法 21 条(a)に規定する郵便業務の非常事態として扱うことはできない。

2011 年 3 月 11 日の時点で、地震及び津波の影響を受けた日本の地域内に、一人以上の発明者、譲受人又はあて名を有する、USPTO に係属する特許出願及び再審査手続に関して、オフィス・アクション（最終、非最終、又はその他）、許可通知又はその他の通知（以降、まとめて「オフィス・コミュニケーション」という）に対して未だ返信又は応答を行っておらず、法定又は非法定の応答期間が未だ満了していないものに対して、USPTO は出願人又は再審査の当事者からの要請に応じて、当該オフィス・コミュニケーションを取り下げ、再発行を行う。当該要請は、法定又は非法定の応答期間満了前に行われなければならない、当該オフィス・コミュニケーションの取下げ及び再発行が法定又は非法定の期間満了前に行われるよう、十分な時間的余裕をもって行われなければならない（米国特許規則 § 1.136(a)の規定に基づいて期間延長が認められている、又は同 § 1.550(c)又は 1.956 の規定に基づいて期間延長がなされることによる）。当該要請は、様式 PTO/SB/425（利用可能な場合）を用いて行うか、この通知の写しを添えて行わなければならない。この通知の写しを添えて手続を行った場合、2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響によりオフィス・コミュニケーションの再発行が必要になったことを表明するものとして取り扱われる。当該要請は、EFS-Web を利用するか、郵送による場合には「Mail Stop Petition, Commissioner for Patents, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450」宛てに送付する。様式 PTO/SB/425 は、EFS-Web 及び USPTO のウェブサイト（<http://www.uspto.gov/forms/index.jsp>）にて提供される。当該要請による処理を円滑に行うために、様式 PTO/SB/42 の利用が好ましい。

2011 年 3 月 11 日に発生した地震及びそれに伴う津波の影響により特許維持手数料を期限内に納付することができない特許権者に対して、USPTO は米国特許規則 § 1.20(h)に規定する追加料金（維持手数料の納付期間後 6 ヶ月間の猶予期間内に維持手数料の支払う場合）及び同 § 1.20(i)に規定する追加料金（同 § 1.378(c)に基づいて維持手数料の遅延納付の受理を求める申請書とともに特許権者が維持手数料を納付する場合であって、維持手数料の遅延納付の受理が認められる場合）の支払いを免除する。米国特許規則 § 1.183 参照。

維持手数料の納付期間後 6 ヶ月間の猶予期間内に、特許規則 1.20(h)に規定する追加料金の免除の要請書とともに維持手数料の納付を希望する特許権者は、納付金及び要請書を「Director for the United States Patent and Trademark Office, Attn: Maintenance Fee, 2051 Jamieson Avenue, Suite 300, Alexandria, VA 22314」に郵送するか、「571-273-6500」にファクシミリしなければならない。

当該要請は、様式 PTO/SB/425（利用可能な場合）を用いて行うか、この通知の写しを添えて行わなければならない。この通知の写しを添えて猶予期間内に維持手数料の納付を行った場合、手

数料の遅延納付が 2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響によるものであることを表明し、米国特許規則 § 1.20(h)の規定に基づく追加料金の免除要請の意思を表示するものとして取り扱われる。この免除は、米国特許規則 § 1.20(h)により必要とされる追加料金の支払いなしに維持手数料を納付することができる元々の期間が 2011 年 3 月 11 日以降に満了する場合であって、2011 年 3 月 11 日に発生した地震及び津波の影響によって手数料納付の遅延が生じた場合にのみ適正に請求することができる。

USPTO は、2011 年 3 月 11 日に発生した地震及び津波の影響により、維持手数料の遅延納付の受理を求める申請書を提出する必要がある特許権者に対して、維持手数料を 2011 年 3 月 10 日より後に納付する必要がある場合には、速やかに米国特許規則 § 1.378(c)の規定に基づく申請書（USPTO の様式 PTO/SB/66「期限切れ特許に対する維持手数料の故意によらない遅延納付の受理を求める申請書（米国特許規則 § 1.378(c)）」を利用）、適切な維持手数料（米国特許規則 1.20(i)の規定に基づく追加料金を含めない）、及び、この通知の写し又は様式 PTO/SB/425 を提出するよう助言する。この通知の写しを添えた場合、維持手数料の遅延納付が 2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響によるものであり、米国特許規則 1.20(i)の規定に基づく追加料金の免除要請の意思を表示するものとして取り扱われる。米国特許規則 1.20(i)の規定に基づく追加料金免除の資格を得るためには、当該申請書は 2012 年 3 月 11 日までに提出されなければならない。

米国特許規則 § 1.378(c)に基づいて維持手数料の遅延納付の受理を求める申請書は、特許の期間満了日から 24 ヶ月以内に提出する必要があることについて、特許権者は留意しなければならない。米国特許法 41 条(c)参照。特許の期間満了日から 24 ヶ月経過後に提出された、維持手数料の遅延納付の受理を求める申請書は、米国特許規則 1.378(b)の規定に基づいて提出され、納付の遅延が不可避であったことの証明を添える必要がある。地震及び津波の影響による維持手数料の遅延納付の受理を求める申請書は、EFS-Web を利用して提出するか、「Mail Stop Petition, Commissioner for Patents, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450」宛てに郵送することができる。

2011 年 3 月 11 日に発生した地震及び津波の影響により、2011 年 3 月 11 日以降、2011 年 4 月 12 日より前に、署名した宣誓書又は宣言書の提出なしに、又は、基本手数料、調査手数料、及び／又は審査手数料の納付をせずに非仮出願を行う出願人に対して、USPTO は、宣誓書又は宣言書の提出、又は、基本手数料、調査手数料、及び／又は審査手数料の納付の遅延にかかる、米国特許規則 § 1.16(f)の規定に基づく追加料金の支払いを免除する。追加料金の免除を求める特許出願人は、署名した宣誓書又は宣言書の提出、又は、基本手数料、調査手数料、及び／又は審査手数料の納付とともに、様式 PTO/SB/425 又はこの通知の写しを提出しなければならない。この通知の写しを添えた場合、宣誓書又は宣言書の提出、又は、基本手数料、調査手数料、及び／又は審査手数料の納付が 2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響によるものであり、米国特許規則 1.16(f)の規定に基づく追加料金の免除要請の意思を表示するものとして取り扱われる。宣誓書又は宣言書の提出、又は出願関係手数料の納付を求める欠落補充の通知に対する応答は、EFS-Web を利用して提出するか、「Mail Stop Petition, Commissioner for Patents, P. O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450」宛てに郵送することができる。

この通知に関する特許関係の質問は、以下まで問い合わせください。

Office of Patent Legal Administration

電話番号：571-272-7740（再審査については、571-272-7703）

E メール：PatentPractice@uspto.gov

2011 年 3 月 11 日の時点で、地震及び津波の影響を受けた日本の地域内に、あて名又は所有者の居所を有する商標出願及び登録に関して、オフィス・アクション（最終、非最終、又はその他）、許可通知又はその他の応答を要する通知（以降、まとめて「オフィス・コミュニケーション」という）に対して未応答である場合、USPTO は、要請に応じて、当該オフィス・コミュニケーションを取り下げ、再発行を行う。当該要請は、オフィス・コミュニケーションの応答期限前になされなければならない。2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響によりオフィス・コミュニケーションの再発行が必要になったことを明示しなければならない。当該要請は、TMFeedback@uspto.gov まで E メールにて行うか、「Commissioner for Trademark, P. O. Box 1451, Alexandria, VA 22313-1451」宛てに郵送することができる。必要な場合には、宛先の変更が提示される。

2011 年 3 月 11 日の時点で、地震及び津波の影響を受けた日本の地域内に、あて名又は所有者の居所を有する商標出願及び登録であって、2011 年 3 月 11 日に発生した地震とそれに伴う津波の影響により、商標関係のオフィス・コミュニケーションに対して期限内に応答することができなかったことが原因で放棄又は取消となったものについて、USPTO は、放棄された出願又は取り消された登録を復活させるための申立手数料（法定のものではなく規則により定められているもの）を免除する。申立書は、通常の郵便にて上記宛先に送付するか、又は商標電子出願システム（TEAS）の様式「Request for Reinstatement」を利用すること、また、オフィス・コミュニケーションに対する応答の不履行が地震及びそれに伴う津波の影響によるものであったことを示した証明陳述書（verified statement）を添付しなければならない。

この通知に関する商標関係の質問は、以下まで問い合わせください。

Trademark Office of Petitions

電話番号：571-272-8950

ファクシミリ：571-273-8950

E メール：TMFeedback@uspto.gov

USPTO は、法定の日付又は要件の免除又は延長を認めることはできない。例えば、長官は以下に示す特許関係の期間を延長することができない：①米国特許法 119 条(a)-(d)に規定する、先に出願された外国出願の利益を主張する特許非仮出願を出願できる期間、②米国特許法 119 条(e)に規定する、先に出願された仮出願の利益を主張する非仮出願が、仮出願の出願日の利益を得るために出願が必要な 12 ヶ月の期間、③米国特許法 120 条に規定する、特許として発行する特許出願と後に出願された子出願の同時係属要件（子出願は特許出願の発行前に出願されなければならない）、④米国特許法 151 条に規定する、3 ヶ月の発行手数料納付期限、⑤米国特許法 304 条に規定する、特許権者による送達の日から 2 ヶ月の期限（当事者系再審査において、特許権者により提出された陳述書に対する請求人の応答提出の期限）、⑥米国特許法 314 条(b)(2)に規定する、送達日から 30 日の期限（当事者系再審査において、オフィス・アクション又はアクションに対する特許権者の応答により提起された疑問を表明する意見書の請求人による提出期限）。商標に関して、長官は以下の法定期間を延長することができず、法定の手数を免除することはできない：

①米国商標法 1 条(d) (15 U.S.C. 1051(d)) に規定する、使用の陳述書の提出及び関連手数料の納付のための 36 ヶ月の期間、②米国商標法 8 条 (15 U.S.C. 1058)、71 条 (同 1141(k)) に規定する、継続使用又は正当な非使用に関する宣誓書及び関連手数料の納付期間、③米国商標法 9 条 (15 U.S.C. 1059) に規定する、更新及び関連手数料の納付期間、④米国商標法 13 条 (15 U.S.C. 1063) 及び 14 条 (同 1064) に規定する、商標審判部における異議又は取消の申請を申請する期間。

2011 年 3 月 17 日

David J. Kappos

知的財産権担当商務次官

兼) 米国特許商標庁長官